職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県知事　藤　田　雄　山

広島県条例第三十九号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五条の三中「以上であるもの」の下に「（次項に該当するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第五条第一項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少のため、廃職又は過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）のうち、定年に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職した者に対する同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（十年を超える者にあつては十年とする。）一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（十年を超える者にあつては十年とする。）一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第二号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（十年を超える者にあ

		つては十年とする。）一年につき百分の三を乗じて得た額の合計額に、
第五条の二第一項第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第六条及び第六条の二に次のただし書を加える。

　ただし、第五条の三第二項に規定する者に対して支給する退職手当の基本額については、この限りでない。

第六条の三中「第五条の三」を「第五条の三第一項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。